

令和5年度(令和6年度整備分)

社会福祉施設等施設整備事業(障害関係施設分)に係る整備補助対象【一般整備分】

1 協議案件の決定方法

- (1)「2 整備補助対象」に該当しないものは、非該当とする。
- (2)「2 整備補助対象」に該当するものは、「3 優先項目」Ⅰ、Ⅱの上位の項目を満たすものを優先し、協議案件を決定する。
- (3)(2)により同順位となる場合は、整備計画の内容に応じ協議案件を決定する。

2 整備補助対象

優先順位	内容
1	強度行動障害者(児)(※1)、重症心身障害者(児)(※2)及び医療的ケア児(者)(※3)等に対応する以下の整備を図るもの ● 共同生活援助事業所 ● 短期入所事業所 ● 生活介護事業所
2	豊橋市障害者福祉実施計画に掲げる、福祉就労から一般就労へ移行するための就労移行支援事業所の整備を図るもの

※1 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の者、
又は強度行動障害児支援加算の算定要件である判定基準(11項目)で合計点数が20点以上の者

※2 次の①～③すべてを満たす者

- ①身体障害者手帳(肢体不自由)1級・2級(肢体不自由以外の身体障害との合算の場合を除く)を所持している
- ②療育手帳A判定(身体障害者手帳との合併の場合を除く)を所持している
- ③歩行が困難である

※3 人工呼吸器、喀痰吸引、経管栄養、インスリン注射、導尿などを必要とする者

3 優先項目

区分	優先順位	内容
Ⅰ 整備内容	1	創設
	2	増築
	3	その他改築、大規模修繕、老朽民間社会福祉施設整備(社会福祉法人の場合)等
Ⅱ 法人種別	1	社会福祉法人
	2	特定非営利活動法人、医療法人
	3	上記以外の法人